

平成 24 年度鳥取県告示第 221 号（建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）

平成 24 年 4 月 1 日以後に県が発注する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）の制限付一般競争入札を当該入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）を公募する方法により行う場合には、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成 19 年鳥取県規則第 76 号。以下「入札規則」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）、鳥取県建設工事等電子入札執行要領（平成 17 年 5 月 16 日付第 200500002083 号鳥取県県土整備部長通知）、鳥取県建設工事等紙入札執行要領（平成 11 年 7 月 9 日付管第 223 号鳥取県土木部長通知）及び当該入札に係る調達公告（当該入札ごとに別に行う公告をいう。以下同じ。）によるほか、次に定めるところによる。

改正後全文（最終改正 令和 3 年 3 月 30 日鳥取県告示第 144 号）

- 1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - (2) 法第 3 条第 6 項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可のうち、調達公告で指定するものを受けていること。
  - (3) 令和 2 年鳥取県告示第 215 号（建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する建設工事の種別（以下「発注工種」という。）に係るもの（当該発注工種が格付工種（発注工種のうち格付を行うものをいう。）である場合にあっては、調達公告で指定する格付の等級に係るものに限る。）を有すること。
  - (4) 鳥取県知事から資格（指名）停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を一定の期間、入札に参加させないこととする措置をいう。以下同じ。）を受けた期間が、当該入札の入札書提出期間の末日から開札日までの期間に含まれていないこと。
  - (5) 鳥取県低価格落札者経営診断指導要領（平成 19 年 8 月 2 日付第 200700072739 号県土整備部長通知）第 10 条に基づく資格保留の期間が、当該入札の入札書提出期間の末日から開札日までの期間に含まれていないこと。
  - (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日以後の日を審査基準日とする経営事項審査（法第 27 条の 23 第 1 項の審査をいう。以下同じ。）を受け、その結果に基づき、開札日までに改めて入札参加資格を付与されていること。
  - (7) 当該入札に係る工事（以下「発注工事」という。）の設計業務の受託者（調達公告で指定する者とする。）と次のいずれかの関係にある者でないこと。
    - ア 入札参加者が当該受託者の発行済株式総数の 2 分の 1 を超える株式を保有し、又はその出資の総額の 2 分の 1 を超える出資をしていること。
    - イ 入札参加者の代表権を有する役員（入札参加者が個人である場合にあっては、当該個人）が当該受託者又は当該受託者の代表権を有する役員であること。
  - (8) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であつて、開札日の 3 月以上前から継続しているものをいう。）にある者（入札参加者自身及びその役員を含む。）のうちに、発注工事の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）としてその施工期間中配置することができる技術者（調達公告で定める資格を有する者に限る。以下「配置技術者」という。）を有していること。
  - (9) 発注工事の現場代理人としてその施工期間中配置することができる者を有していること。
  - (10) 配置技術者に同種工事を元請として施工した者の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は現場代理人（以下「技術者等」という。）として当該同種工事を施工管理した実績（現場代理人として従事した実績を認める場合については、その施工当時に主任技術者となることができる資格を有する者であったときのものに限り、共同企業体の構成員の技術者等として施工管理した実績については、出資比率が調達公告で定める割合以上の構成員の技術者等としてのものに限る。以下「施工管理実績」という。）があることを入札参加者の条件とする場合にあっては、当該施工管理実績を有していること。
  - (11) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）として入札に参加することを条件と

する場合にあっては、その構成員が(1)から(10)までの条件を具備するとともに、当該共同企業体が次に掲げる条件を具備すること。

ア 自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員が、当該入札に参加する他の共同企業体の構成員になっていないこと。

ウ 共同施工方式（一の工事について、各構成員の分担を定めず、共同して施工する方式をいう。以下同じ。）の共同企業体にあっては、出資比率の最も大きい構成員（当該構成員が複数あるときは、そのいずれか）が代表者となり、各構成員は、発注工事全体について連帯して責任を負うこと。

エ 分担施工方式（一の工事について、各構成員の分担を定めて施工する方式をいう。以下同じ。）の共同企業体にあっては、分担工事に係る工事費が最も大きい構成員（当該構成員が複数あるときは、そのいずれか）が代表者となり、各構成員は、それぞれの分担工事について責任を負うとともに、発注工事全体についても連帯して責任を負うこと。

オ 分担施工方式の共同企業体にあっては、構成員のいずれかが発注工事の施工中に破産手続開始又は解散をしたときは、当該共同企業体は解散するものとされていること。

2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書及び工事費内訳書と併せて提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、各構成員が作成し、代表者が一括して提出するものとする。

(1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本産業規格A列4番横書きで作成すること。ただし、電子入札（入札規則第19条第1項第6号に規定する電子入札をいう。以下同じ。）の場合にあっては、入札参加書類（添付すべき書類を含み、持参すべき書類（当該書類に記載すべき事項を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）とするためには記録媒体に3メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの、ウの(イ)に定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。）を除く。）の作成に代えて、インターネットの県のホームページ（<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>）（以下「入札情報HP」という。）の電子入札システムに係る所定の画面（以下「電子入札画面」という。）に記載すべき事項を入力するものとする。

ア 制限付一般競争入札参加申込書

イ 県外に本店を有する者が調達公告において総合評定値（法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。以下同じ。）が入札参加者の条件として定められている入札に参加する場合にあっては、経営事項審査の区分に係る発注工事の総合評定値の通知書の写し（対象となる経営事項審査の審査基準日の対象期間は、調達公告の公告日の属する年度の前々年度（以下「前々年度」という。）の10月1日からその翌年度（以下「前年度」という。）の9月30日まで（前年度の10月1日以降に合併、分割、営業の譲渡等を行った建設業者（前々年度の10月1日から前年度の9月30日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査を受審していない者に限る。）については、前年度の10月1日から前年度の12月31日まで）の間とする。ただし、前々年度の10月1日以降に会社更生法による更生手続開始の決定又は民事再生法による再生手続開始の決定が行われた建設業者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日（その日から前年度の9月30日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査も受審している者については、当該審査基準日）とする。）

ウ 当該入札に共同企業体として参加する場合にあっては、次に掲げる書類

(ア) 当該共同企業体の協定書の写し

(イ) 当該共同企業体の各構成員が発注工事の入札及び請負代金の請求等に関する事務を代表者に委任することを証する委任状

エ 調査基準価格（入札規則第30条第1項に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を設定する場合にあっては、鳥取県建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成9年12月10日付第798号土木部長通知）に定める低入札価格調査意向確認書。低入札価格調査意向確認書を提出しない者が同要領に定める低価格入札をした場合、その入札を無効とする。

オ その他調達公告に定める書類

(2) 入札参加書類並びに入札書及び工事費内訳書（以下これらを「提出書類」という。）は、調達公告で定めるところにより提出期間内の各日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時15分（提出期間の末日にあっては、午後4時）までの間に、必要部数を提出場所に持参、郵送

又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。ただし、電子入札の場合にあってはそれらの方法に代えて、当該提出書類に記載すべき事項を電子入札画面に入力し、送信するものとする。この場合において、持参すべき書類があるときは、調達公告に定める提出期間の末日までに必要部数を提出場所に持参、郵送又は信書便による送達により提出すること。

なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された提出書類は、返却しない。

(4) 提出された提出書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第10条第1項に規定する非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、入札参加者に無断で当該入札及び鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例（平成14年鳥取県条例第68号）に基づき設置される鳥取県建設工事等入札・契約審議会の審議以外の用途に使用することはない。

3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1) 入札参加者は、第1回目の入札書に記載する入札価格の積算の根拠となる工事費内訳書（別に定めるところに従って作成されたものに限る。以下同じ。）を当該入札の会場に持参し、入札の執行者が求めたときは、直ちにこれを提出すること。ただし、電子入札の場合にあっては、所定の提出期間の末日までに、工事費内訳書に記載すべき事項の電子入札画面への入力及び送信（当該工事費内訳書が持参すべき書類に該当する場合にあっては、調達公告に定める提出期間の末日までに必要部数を提出場所に持参、郵送又は信書便による送達により行うものとする。以下「内訳書の送信」という。）を必ず行っておくこと。

なお、工事費内訳書については、次に掲げる事項に留意すること。

ア 電子入札の場合において、内訳書の送信を行っていない者のした入札は、無効とする。

イ 提出した工事費内訳書の内容（内訳書の送信を行った場合にあっては、当該送信の内容）に重大かつ明白な不備がある者又は紙入札（電子入札以外の入札をいう。）の場合において入札の執行者の求めに応じてその場で工事費内訳書を提出しない者は、失格とする。

ウ 工事費内訳書は、契約上の権利義務を生じるものではない。

エ 提出された工事費内訳書は、返却しない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札見積金額から入札見積金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 1に掲げる条件の審査は、開札の結果、落札予定者（最低制限価格を設定している建設工事についてその予定価格の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格を提示した者のうち最低の価格を提示したものの、総合評価入札方式を行った建設工事について総合評価の点数が最も高い者又はその他の入札案件について予定価格の範囲内で最低の価格を提示した者をいう。）となった者に対して行う。

(4) 落札者は、落札予定者で1に掲げる条件を満たすことが確認されたものとする。ただし、落札予定者が次のいずれかに該当するときは、最低制限価格を設定している建設工事についてその予定価格の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって有効な入札をしたもの、総合評価入札方式を行った建設工事について入札した他の者のうち総合評価の点数が最も高いもの又はその他の入札案件について予定価格の範囲内で入札をした他の者のうち最低の価格を提示したものを改めて落札予定者とする。

ア 調査基準価格を設定する場合において、失格基準（鳥取県建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成9年12月10日付第798号土木部長通知）第4条第2項に定める失格基準をいう。以下同じ。）に該当するとき、又はその者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

イ 鳥取県知事から資格（指名）停止措置を受けた期間が、当該入札の開札日から落札決定日までの期間に含まれるとき。

ウ 鳥取県低価格落札者経営診断指導要領第 10 条に基づく資格保留の期間が、当該入札の開札日から落札決定日までの期間に含まれるとき。

エ その他、その者と本件契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるとき。

(5) 落札者が契約締結の日（議決を要する工事にあつては、議決の日の翌日）までに資格（指名）停止措置を受けた場合は、その者を失格とし、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格（総合評価入札方式を行った建設工事については、総合評価の点数が最も高い者）をもって有効な入札をしたものを改めて落札予定者に決定する。

(6) 落札予定者（総合評価入札方式を行った建設工事については、総合評価の点数が最も高い者）であつて、1 に掲げる条件を具備しないとされたもの及び（4）のただし書により落札者とされなかったものについては、その旨及び条件を具備しないとされた理由（以下「資格不備理由」という。）又は落札者とされなかった理由を入札情報HPに入札結果とともに掲載する。

(7) 1 に掲げる条件を具備しないとされた者及び（4）のただし書により落札者とされなかった者は、書面によりその理由について発注機関に説明を求められることができる。

(8) 当該入札の入札参加者は、入札結果に疑義があるときは、原則として開札日の翌日（休日を除く。）の午後 4 時まで発注機関に対して書面により当該入札結果に対する説明を求められることができる。

(9) 発注機関は、（7）及び（8）により説明を求められたときは、当該説明を求められた日から起算して 6 日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(10) 落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領（平成 14 年 5 月 22 日付管第 471 号県土整備部長通知）に定めるところにより、配置技術者を専任で配置すること又は配置技術者に加え、当該落札者（共同施工方式の共同企業体として落札した場合にあつては当該共同企業体の構成員のいずれかとし、分担施工方式の共同企業体として落札した場合にあつては構成員全員とする。）に属する者であつて同要領別表に定める特定資格を有するもの（以下「追加技術者」という。）を発注工事にその施工期間中専任で配置することを求める。

この場合において、同要領に定める追加（専任）技術者調書（次のアからウまで掲げる条件を満たすものに限る。）を発注者の求めに応じて提出しなければならない。

ア 資格者証等が添付されているものであること。

イ 当該追加（専任）技術者調書に重大かつ明白な不備があるものでないこと。

ウ 追加技術者は、開札時において他の工事の工事現場に専任しているものでないこと。

(11) 落札者は、配置技術者を専任で配置することが入札参加者の条件とされている場合にあつては配置技術者を、追加技術者が必要とされる場合にあつては追加技術者を発注工事にその施工期間中専任で配置しなければならない。

(12) 落札者が発注工事に関し共同企業体を結成している場合において、当該共同企業体が解散したときは、当該入札に係る契約は、解除する。

(13) 開札前に天災その他やむを得ない事由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

(14) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(15) 当該入札の前に当該入札に関し鳥取県談合情報マニュアル（平成 15 年 2 月 10 日付総第 824 号鳥取県総務部長通知）に定める談合情報があつた場合は、同マニュアル第 2 の 2 の（3）に基づき条件付入札を行う。

(16) 調査基準価格を設定している場合、調査基準価格を下回る価格で入札した者については、入札終了後、発注者の求めに応じ、事後の事情聴取及び調査に協力すること。

(17) 意向確認書を提出しない者が鳥取県建設工事低入札価格調査制度実施要領に定める低価格入札をした場合、その者のした入札は無効とする。

(18) 入札参加資格を有しない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

#### 4 落札決定後の手続

(1) 入札終了後、落札者（免税業者に限る。）は、免税業者であることを明記した届出書を提出すること。

(2) 請負代金の額が 100 万円以上の工事については、鳥取県建設工事執行規則（昭和 48 年鳥取県規則第 66 号）第 8 条の規定による契約保証金として請負代金の額の 10 分の 1 以上の額を保証する次

のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、当該契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とする。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

エ 公共工事履行保証証券による保証

オ 履行保証保険契約の締結

(3) 鳥取県建設工事執行規則第60条第1項の規定による前金払については、請負代金額100万円以上の工事について、請負代金額の10分の4（入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると発注者が認めた場合にあっては、10分の2）の範囲内において前金払をする。ただし、鳥取県余裕期間設定工事に係る実施要領（平成28年6月9日付第201600036328号県土整備部長通知）に基づく余裕期間設定工事（以下「余裕期間設定工事」という。）における前金払の支払いは、工事開始日以降とする。

また、前金払の額を請負代金の10分の2にすることに伴う一般管理費等の率の補正を理由とした変更契約は、認めないものとする。

(4) 落札者は、契約時に中間前金払又は部分払を選択しなければならない。ただし、入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が認めた場合には、中間前金払は選択できないものとする。

(5) 落札者が(4)により中間前金払を選択し、保証事業会社と中間前金払に関し工期を保証期間とする保証契約を締結した場合は、(3)により既に支払った前払金に追加して、請負代金額の10分の2の範囲内において前金払をする。

(6) 落札者が(4)により部分払を選択した場合の部分払の回数については、鳥取県建設工事執行規則第65条第4項の規定による。ただし、(3)及び(4)については、支払年度が指定されている場合においては、別途指定された年度によるものとする。

(7) 余裕期間設定工事が任意着手方式の場合、落札者は落札決定の日の翌日（その日が閉庁日の場合はその翌日とする。）までに工事開始日を発注者に通知しなければならない。

(8) 契約は建設工事請負契約書及び建設工事請負変更契約書の標準書式について（昭和48年11月22日付発管第385号鳥取県知事通知）によって行うものとする。

## 5 入札閲覧設計書に関する質問等

入札閲覧設計書に関する質問は、あらかじめ調達公告に定める期限までに提出することとし、期限を過ぎた質問は受け付けない。質問に対する回答は、あらかじめ調達公告で定める期限までに回答する。

なお、入札閲覧設計書に関する質問及び回答は、電子入札システムの所定の画面（「入札閲覧設計書」に対する質問内容及び回答内容）において閲覧できる。

また、入札閲覧設計書に関する積算条件情報を調達公告に定める質問回答期限までに入札情報HPの発注図書一覧に追加掲載することがあるので、入札参加者は確認の上、応札すること。

## 6 入札の手続その他の発注工事に関する情報は、次に定めるところにより提供する。

(1) 調達公告は、発注機関の掲示板又は入札情報HPに掲載することにより行う。

(2) 入札参加書類の様式は、調達公告の日から入札参加書類の提出期間の末日までの間の各日に、入札情報HPに掲載するとともに、当該各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。

(3) 発注工事に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、調達公告で定める場所に備え置いて閲覧に供する。

(4) 発注工事に関する図書の複写物は、入札日の3日（休日を除く。）前までに、発注機関が指定する業者に申し込むことにより購入することができる。

(5) 発注工事の内容に関する説明会等は、原則として開催しない。